

くろまぐろ遊漁の管理について

- I. これまでの採捕実績について
- II. 令和8年7月以降の管理について
- III. 令和9年度以降の管理の方向性について

令和8年6月
水産庁

I.これまでの採捕実績について

1. 今年度の採捕状況について

- 今年の5月及び6月は、昨年度と異なり、多くの海域で採捕されている状況。
- 今年の各月の採捕数量は、月の上限を超過している状況。

※ 令和8年6月4日（木）13：00時点

時期	4月	5月	6月
採捕上限	4.2トン	4.2トン	3.8トン
採捕数量	7.3トン	4.4トン	6.5トン
採捕禁止期間	4/5～4/30	5/24～5/31	6/3～6/30
主な採捕海域	J3海域	J1、J2、J3、J6、J7、J8海域	J1、J3、J6、J7、J8海域

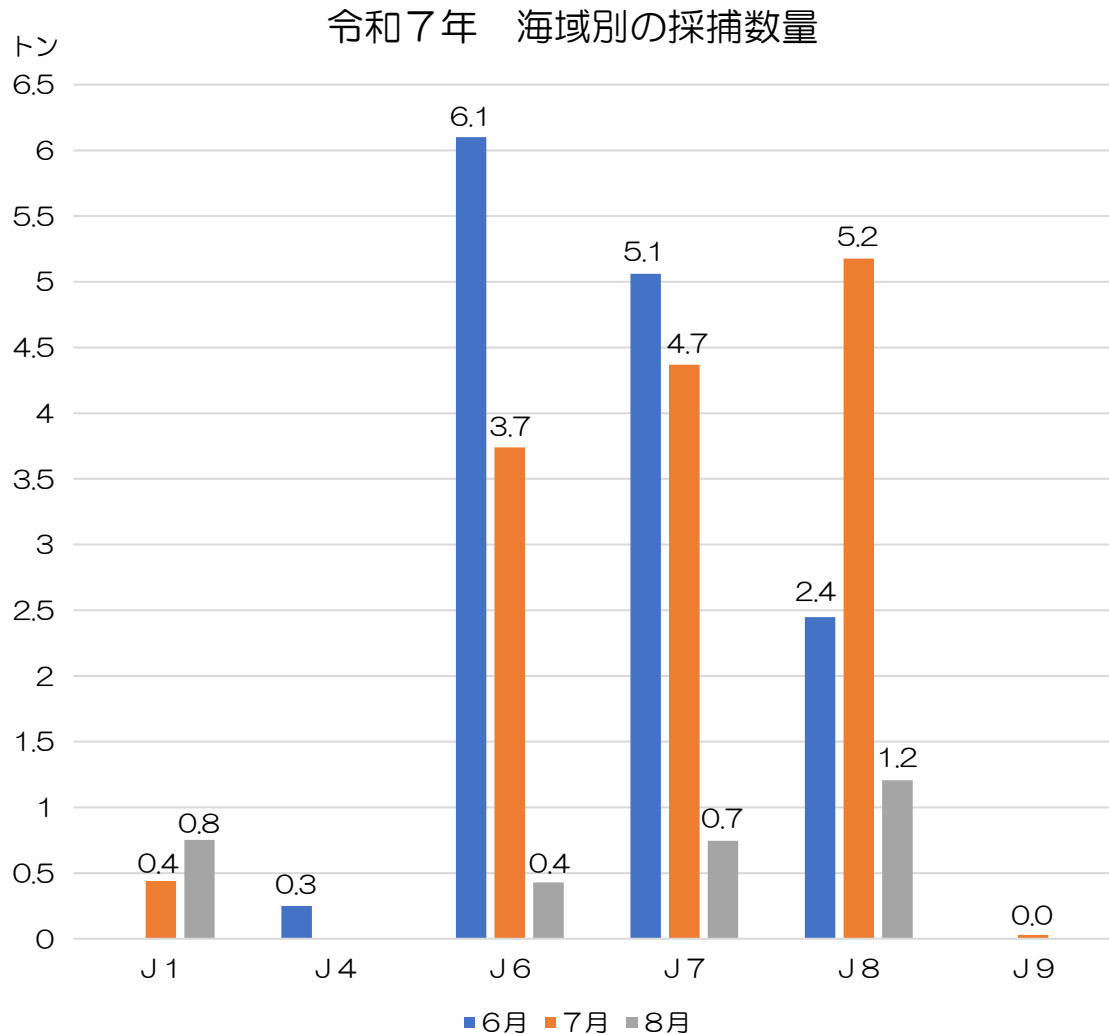
（参考）令和7年度の採捕実績

時期	4月	5月	6月
採捕上限	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.0トン	4.4トン	14.1トン
採捕禁止期間	4/9～4/30	5/14～5/31	6/5～6/30
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域

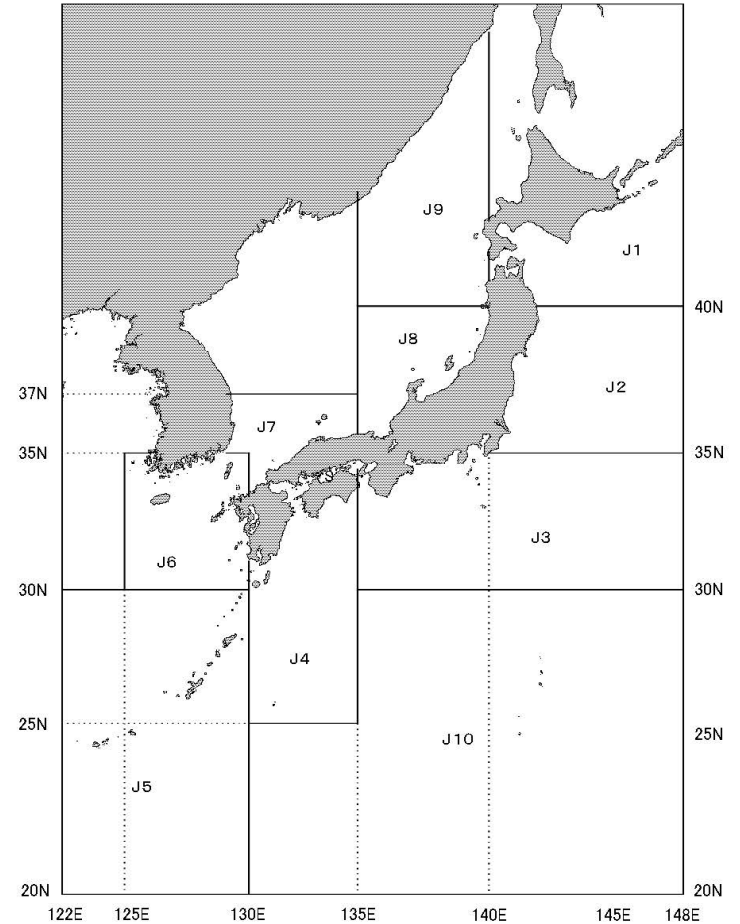
I.これまでの採捕実績について

2. 令和7年6月～8月の採捕実績

○ 令和7年の6月～8月については、主に日本海側及び北海道周辺海域で採捕されている状況。



海域図



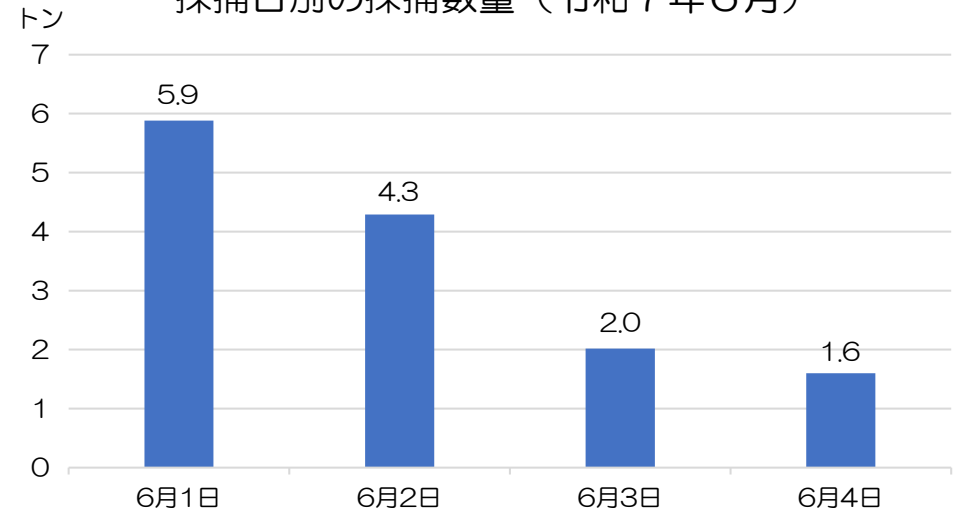
※1 令和7年6月は、6月3日(火)公示、6月5日(木)から採捕禁止。
7月は、7月2日(水)公示、7月4日(金)から採捕禁止。
8月は、8月1日(金)公示、8月4日(月)から採捕禁止。

※2 数値は、小数点以下第2位を四捨五入した値。

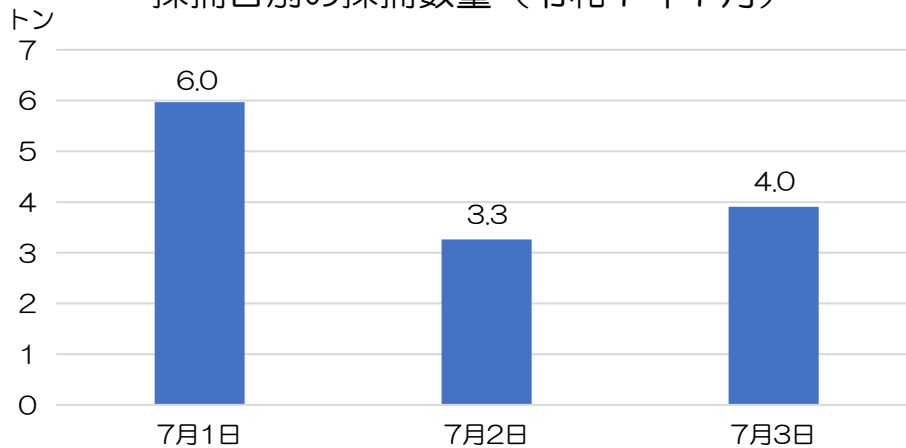
2. 令和7年6月～8月の採捕実績

- 6月及び7月については、1日の採捕のみで月の採捕上限を超過している状況。
- 7月及び8月については、周知期間（7月3日、8月2日及び3日）において、大きな採捕数量の積み上がりがある状況。

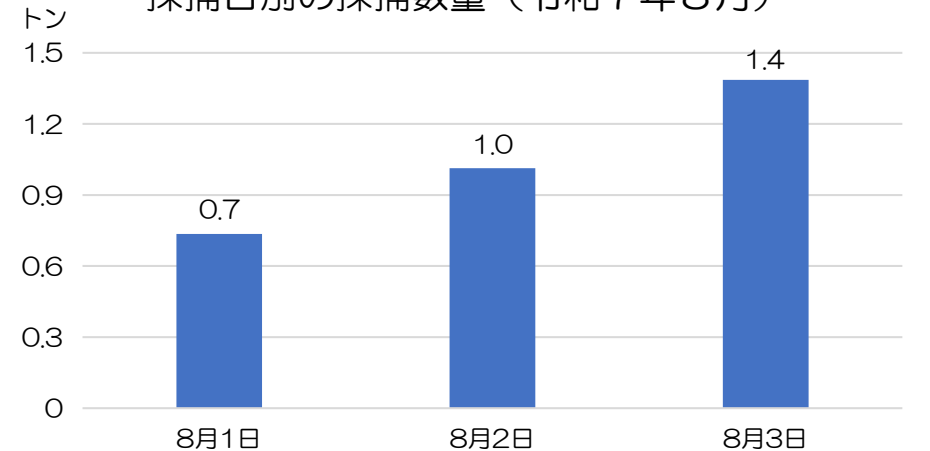
採捕日別の採捕数量（令和7年6月）



採捕日別の採捕数量（令和7年7月）



採捕日別の採捕数量（令和7年8月）



※1 令和7年6月～8月の採捕上限は5トン。バッグリミットは1人1月1尾まで。

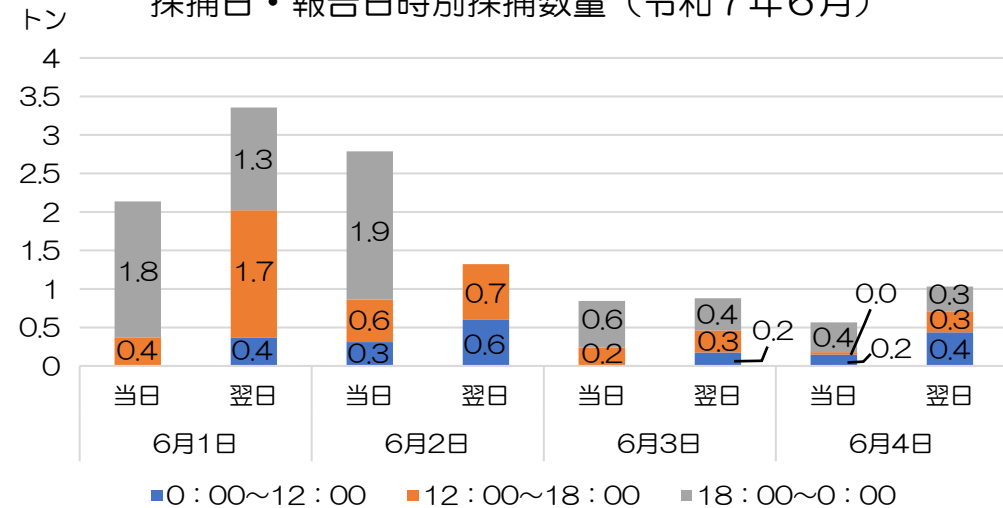
※2 令和7年6月は、6月3日（火）公示、6月5日（木）から採捕禁止。
7月は、7月2日（水）公示、7月4日（金）から採捕禁止。
8月は、8月1日（金）公示、8月4日（月）から採捕禁止。

※3 数値は、小数点以下第2位を四捨五入した値。

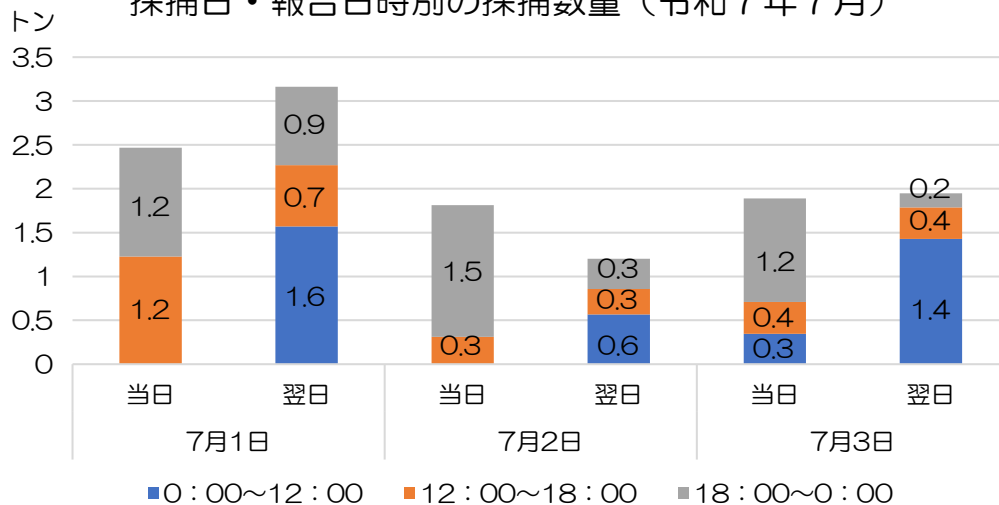
2. 令和7年6月～8月の採捕実績

- 6月については、2日以降は、約6～8割が採捕した翌日の午前中までに報告されている状況（1日は約4割）。
- 7月及び8月については、約8割が採捕した日の翌日の午前中までに報告されている状況。

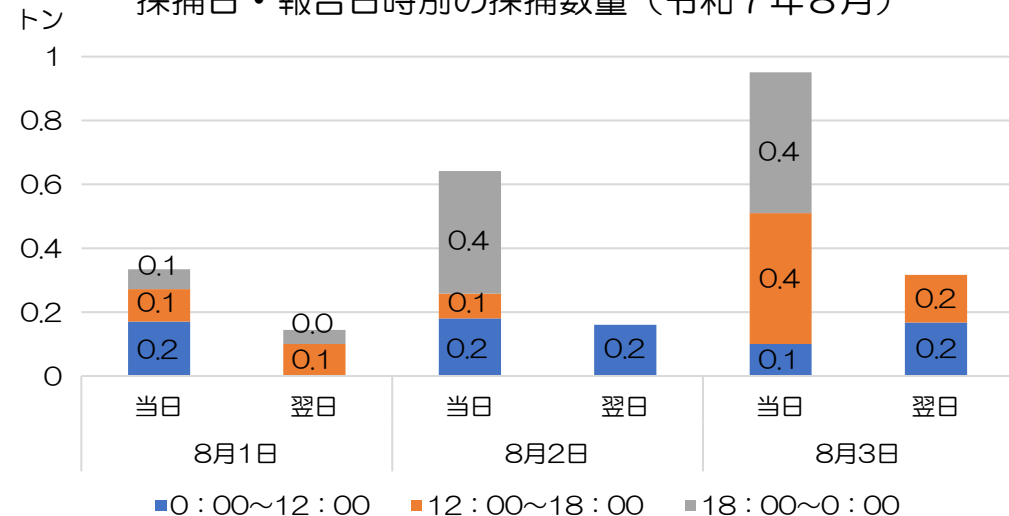
採捕日・報告日時別採捕数量（令和7年6月）



採捕日・報告日時別の採捕数量（令和7年7月）



採捕日・報告日時別の採捕数量（令和7年8月）



※1 令和7年6月～8月の採捕上限は5トン。バググリミットは1人1月1尾まで。

※2 令和7年6月は、6月3日（火）公示、6月5日（木）から採捕禁止。

7月は、7月2日（水）公示、7月4日（金）から採捕禁止。

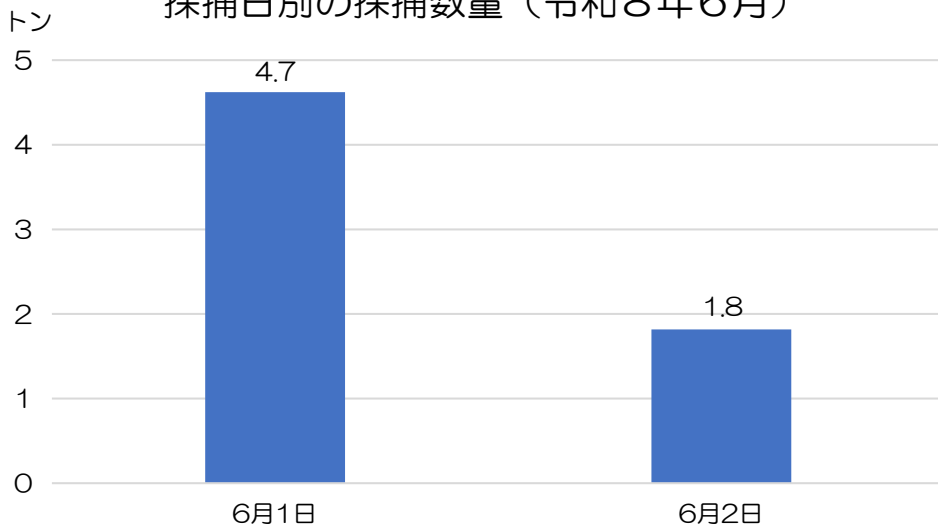
8月は、8月1日（金）公示、8月4日（月）から採捕禁止。

※3 数値は、小数点以下第2位を四捨五入した値。

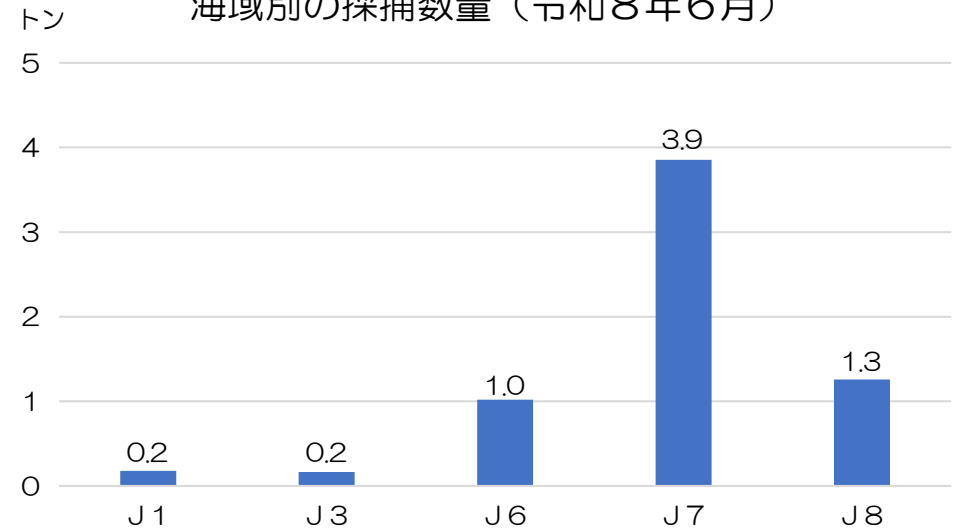
3. 令和8年6月の採捕実績

- 主な採捕海域は日本海側であり（昨年と同様）、ごく少量の報告が太平洋側である状況。
- 1日の採捕のみで月の採捕上限を超過している状況（昨年と同様）。
- 約6～8割が採捕した日の翌日の午前中までに報告されている状況。

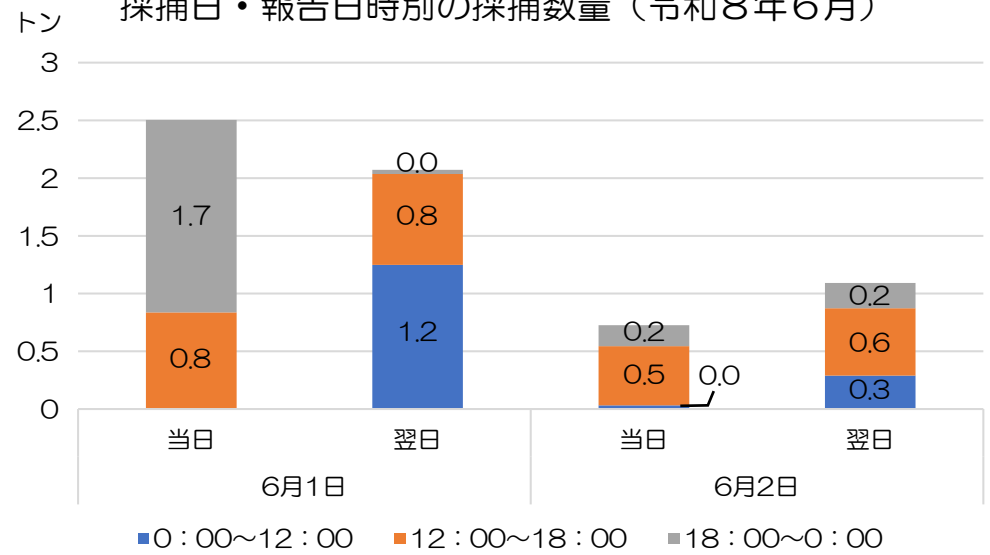
採捕日別の採捕数量（令和8年6月）



海域別の採捕数量（令和8年6月）



採捕日・報告日時別の採捕数量（令和8年6月）



※1 令和8年6月の採捕上限は3.8トン。バッグリミットは1人各期間1尾まで。
 ※2 令和8年6月は、6月2日（火）公示、6月3日（水）から採捕禁止。
 ※3 数値は、小数点以下第2位を四捨五入した値。

Ⅱ.令和8年7月以降の管理について

1. 7月以降の採捕禁止について

- 今年4月の採捕実績を踏まえ、同年6月以降の採捕上限は、それぞれ3.8トン。
- 昨年7～8月や今年6月の採捕状況から、今年7～8月では、初日で当該月の採捕上限を大幅に超えるおそれがある状況。（採捕上限である51.4トンを遵守する必要がある。）

①期間について

案		留意点
1	7月のみの対応とする。	8月も7月同様に日本海側で採捕されることから、8月に大量超過が生じるおそれがあるが、7月のみとしてよいか。
2	7～8月の対応とする。	8月については主な採捕海域が青森沖に移行する時期でもあり、昨年の採捕数量は採捕上限を超過していないが、8月を含めてよいか。

②採捕禁止措置の内容について

案		留意点
1	従来どおりの対応とする（周知期間の1日を設ける。）。	採捕数量が大幅に超過する可能性がある。
2	毎月2日から月末まで採捕禁止とする。	採捕数量が余る可能性がある。
3	採捕数量を見て判断を行い、採捕状況次第では、その翌日から採捕禁止とする（周知期間の1日を設けない。）。	6月の対応と同様である。

2. 各期間の余剰分の取扱いについて

- 令和8年度においては、各月の採捕実績が採捕上限を上回った場合、その超過分については、超過月の翌々月以降から均等に按分した上で差し引くこととされている。
- 一方で、各月の余剰分が生じた場合の当該数量の扱いについては対応が未確定であり、事前に検討しておく必要がある。

【案1】 翌々月以降に均等に追加配分する。（例として6月の採捕数量が2tだったと想定）

時期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
採捕実績	2.0									
残数量	1.8									
調整後採捕数量		3.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

① 1.8tを8か月（8～3月）で割る。→0.225t/月
 ② 採捕上限の単位以下（小数点第2位）を切り捨てる。→追加配分数量：0.2t/月
 ※ 0.1トン未満の場合は追加配分は行わない。

【案2】 余剰分は追加配分せず、総採捕数量を超過しないための調整の原資とする。
 年度終了時に残っていれば、**翌管理年度に繰越し**する。

時期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
採捕実績	2.0									
残数量	1.8									
調整後採捕数量		3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8

残数量1.8tは、追加配分せず、調整の原資とする。

【案3】 **翌月のみ**に追加配分する。

Ⅲ.令和9年度以降の管理の方向性について

- 第7回合同会議における、主な意見は以下のとおり。

【抽選制について】

- キープできる者の数が少ない。キープできないならば釣りに行かないという人も出てくるだろう。行って釣れないのと、最初からキープできないのでは、感情的な受け取り方が異なる。
- 抽選制というのは実質的に許可制と同じようなもので、従来の遊漁の体制に大きな変化が起きる。届出制で情報をもう少し積み上げてからやるべきではないか。
- 抽選制は、採捕量の超過に対する対応策として有効な手段である。
- 抽選制そのものには賛成であるが、管理の高度化をするのであれば、上限となる採捕数量が少なすぎる。

【フック・アンド・リリースについて】

- 遊漁船業者の営業機会の確保のために、フック・アンド・リリースを認めるべきである。
- フック・アンド・リリースを認めると、漁場競合の問題が長期化してしまう。
- フック・アンド・リリースは、しっかりとした安全性を確保した上で実施されるようにすべきである。

【バックリミットについて】

- 遊漁者のバックリミットは、年間1人1匹にしてもよいのではないか。
- 遊漁船業者やPB運航者など船にバックリミットを設定するのはどうか。

【その他】

- 違反して採捕したくろまぐろの販売禁止は賛成である。直罰など違反行為に厳しい対応ができるようにすべきである。
- 「水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会」の委員に「広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」の委員を選任してほしい。